

○桑名市入札監視委員会条例

平成24年4月1日
条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、本市が発注する建設工事及び業務委託（以下「工事等」という。）について、入札及び契約手続の過程並びに契約の内容の透明性をより一層高め、公正な競争性を確保するための桑名市入札監視委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べるものとする。

- (1) 入札及び契約の過程並びに契約の内容に関すること。
- (2) 入札及び契約の過程の苦情に関すること。
- (3) 入札及び契約の方法の改善に関すること。

(組織及び委員)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員会の委員は、入札及び契約について公正中立な立場で客観的に審査し、その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員会の委員は、再任されることができる。
- 5 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 緊急やむを得ない事情があり、会議を開くことができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができる。
- 5 委員会の委員は、自己又は3親等内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、議事に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部契約監理課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
(桑名市入札監視委員会の委員の任期の特例)
- 2 この条例の施行後、平成25年4月30日までの間に委嘱される桑名市入札監視委員会の委員の任期は、この条例第3条第3項の規定にかかわらず、同日までとする。